

中央大学生生活協同組合役員選挙規約

(規約の目的)

第1条 この規約は、中央大学生生活協同組合定款（以下、定款 という）第20条第1項及び第22条に基づき、役員選挙に関する必要な事項を定める。

(選挙権及び被選挙権)

第2条 選挙権を有する者は、総代名簿に記載された者とする。被選挙権を有する者は、5月10日作成の組合員名簿に記載された者とする。

(選出する役員の定数)

第3条 選挙により選出する役員の定数は定款第19条で定める役員の定数の半数とし、構成は次の通りとする。

(1) 理事

- ・教員理事 2名、その翌年に4名
- ・職員理事 3名、その翌年に2名
- ・学生理事 6名、その翌年に6名
- ・従業員理事 1名、その翌年に2名

(2) 監事

- ・教員監事 1名、その翌年に1名
- ・職員監事 1名、その翌年に1名
- ・学生監事 2名、その翌年に2名

2 前項でいう学生とは、学部学生、院生及び高校生のことをいう。

(役員選挙管理委員会)

第4条 理事長は、役員選挙を管理運営するために、組合員の中から5人以上7人以内の役員選挙管理委員を任命する。

2 役員選挙管理委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

3 役員選挙管理委員に欠員を生じた場合は、補欠委員を任命する。その任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員選挙管理委員によって構成される役員選挙管理委員会は、理事会の承認を経て組織される。委員会は委員の中から役員選挙管理委員長 1 人を互選する。

5 役員選挙管理委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の 3 分の 2 以上の多数で決する。

6 役員選挙管理委員会は、この規約の定めるところにより役員選挙を管理運営し、その経過及び結果等を理事会及び総代会に報告するほか、必要な告示を行う。

7 役員選挙管理委員会は、その任務の遂行にあたって、選挙の公正と候補者間の公平を厳格に担保しなければならない。

8 役員選挙管理委員会は、選挙に関する事務を行うため、役員選挙運営事務局を設置することができる。

(選挙の告示)

第 5 条 役員選挙管理委員会は、総代会開催日から少なくとも 1 4 日前までに、次の事項を告示する。

- 一 選挙する役員の定数
- 二 立候補及び推薦の受付期間及び受付方法
- 三 その他、必要と認める事項

2 告示する場所は、本組合の掲示板及びその他必要と認める場所とする。

(立候補及び推薦)

第 6 条 第 2 条に定める組合員名簿に記載されていない者及び第 4 条第 1 項に定める役員選挙管理委員は、立候補者、推薦者、被推薦者になることができない。

2 立候補しようとする者は、前条の告示にあった日から総代会開催日の前日までに所定の文書または電磁的方法をもって理事長または役員選挙管理委員会に届け出なければならない。

3 他の組合員を推薦しようとする者は、本人の承諾を得て第 2 項の規定に準じて届け出ることができる。この場合、複数の組合員を推薦することができる。

4 当選となった場合に必ず就任することを同意しなければ立候補することはできない。

5 当選となった場合に必ず就任することの同意を得られなければその組合員を推薦することはない。

(選挙の方法)

第7条 役員選挙管理委員会は、総代会当日に役員立候補者名簿を用意する。

2 投票は選挙区ごとに連記無記名制により行なう。

3 総代会に実出席できない場合、総代は選挙権を他の総代に委任することができる。

4 各選挙区の立候補者数が定数以内の場合、全員無投票当選とする。

(当選人の決定)

第8条 得票数の多い者から順次、当選者とする。但し、得票数が同数の場合、その者のみを対象に再度、投票による選挙を行い、得票数の多い者を当選者とする。

(当選人の総代会への報告)

第9条 当選人が決まったときは、役員選挙管理委員会は直ちに総代会に対して報告する。

2 当選人の当選の効力は、総代会が終了したときから生じる。

(当選人の告示)

第10条 役員選挙管理委員会は総代会終了後すみやかに当選人の氏名を告示する。

2 告示する場所は第5条第2項で定める場所とする。

(補充選挙)

第11条 定款第22条で定める役員の補充は、選挙により行い、前各条を準用する。

(規約の改廃)

第12条 この規約の改廃は、総代会の議決を経なければならない。

(細目)

第13条 定款及びこの規約に定めのない選挙の実施に関する細目は、理事会で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、2004年 6月24日から施行する。

(2004年 6月23日制定)

(2007年 6月27日一部改正)

(2008年 9月 5日一部改正)

(2022年 5月25日一部改正)

(2023年 5月31日一部改正)